

核燃料物質使用者（政令第41条非該当）及び核原料物質使用者に関する
法改正事項説明会
議事録

日時： 令和元年8月26日（月）10：30～11：50

場所：原子力規制庁 13階A会議室

議事

○熊谷（核燃料施設等監視部門） それでは、時間になりましたので、核燃料物質使用者（政令41条非該当）及び核原料使用者に関する法改正制度説明会を開催させていただきます。

初めに、私、核燃料施設等監視部門の核燃料施設の新検査制度を担当しております熊谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題としては、議事次第がございますとおり、まず、初めに検査手数料の話、次に規制検査の話、三つ目が、これは41条非該当の方のみに適用されますけれども、品質基準規則、この適用の話、で、その他ということで約1時間の説明を予定しております。

このような説明会を本年2月にも開催させていただいたところがございますけれども、そのときにも同じような議題で説明させていただいて若干検討が進みまして、今日はさらに詳細化した内容について御説明するものでございます。

今回も説明に参加いただけない方に対して、前のほうでYouTubeが回っていますので、皆様のお顔が映らない形になっております。なので、後ほど質疑の時間を設けますけれども、そのときも所属や名前を名乗らない形で御質問いただければと思います。

では、短時間でございますけれども、よろしくお願いいたします。

初めに、説明者の紹介をさせていただきます。

私、熊谷と申しまして、右から、研究炉の使用班の加藤、その次が検査総括課の古作、同じく監視部門の関です。私の左隣が北村、白井、このメンバーで今日は説明させていただきます。

じゃあ、順番に説明の方を開始させていただきます。

まず、初めは検査手数料について、古作の方から説明させていただきます。

○古作（検査監督総括課） 検査監督総括課の古作です。よろしくお願いいたします。

先ほど熊谷の方から話がありましたとおり、2月に法律の内容ということで御紹介をさせていただいて、そのときにも手数料の規定が法律にあって、原子力規制検査を受ける者といったことで対応が図られているのだけれども、核燃料物質使用者、特に政令非該当の方々、あるいは核原料物質使用者といったところで、どうなるのかという御質問をいただいております。その際には、政令で手数料を定めるということもあって、政令については閣議決定までということがありますので、我々の方で単独で決められるわけでもないものですから、十分な御説明というのができなかった状態でございます。

その後、色々と検討を進めまして、特に保安規定を作っているような原子力事業者の方々と、新制度での運用の仕方ということを、試運用を昨年10月から進めておりまして、その点で制度の具体化というのを進めてきました。その内容を踏まえながら手数料というのをどういうふうに算出していったらいいかというのを検討していただいて、それを踏まえて、皆様方、政令非該当の核燃料物質使用者、核原料物質使用者に対してどういうふうな手数料ということがあり得るのかということを検討してございます。

資料としましては、今日、資料1ということで、その骨格を整理させていただいております。この内容については、先月の委員会の場で政令とそれに対応する原子力規制検査等に関する規則というものの内容をパブリックコメントにかけるとということで委員会に諮らせていただいて、翌日8月1日から30日ということで意見募集を開始してございます。

資料1の2枚目といいますか、通しページだと3ページになっているところに、その意見募集の資料は付けてございます。この資料自体は、この紙の一番上に書いてありますURLのところにはホームページ掲載をさせていただいております。この絵で言いますと、意見募集案件というところの次のところに、緑のポツが書いてあるところをクリックしていただくと、実際の意見募集の画面に行くようになってございます。

さらに、その下の緑のところ、ずっと同じように書いてあった後、最後、実施要領と書いてますけれども、こちらの方は、原子力規制検査の規則では十分書き切れないようなところですか、法律で書かれているものの具体化といったようなことを定めようとしているものでして、こちらの方も任意のパブリックコメントなんですけれども、実施してございます。これについても、ここをクリックしていただくと、そちらの意見募集のホームページの方に飛びますので、それで同じように意見を出していただけるようになってございます。

本日は、その資料を別途配らせていただいて、ちょっと厚目のほうのホチキスどめのと

ころの政令と規則については、表紙、表の紙が法律と書いてある参考 1 となっているものの後ろ側、91 ページからがその具体的な意見募集の資料になってございます。先ほどのところをクリックしていただくと、この資料に出てまいります。

具体的に、物としては 95 ページのところにあります、ちょっと縦書きなんですけど、コピーの右左が逆なので見づらくて申し訳ないんですけども、95 ページですと、1 ページ、2 ページとかと書いてますので、その順番で、これは規則の案になっております。

政令につきましては、すみません、これで印刷できてないような感じなんですけども、ホームページへ行っていただくと政令案、91 ページのところの下から 4 行目から 2 行目までのところに書いてありますけれども、政令案（概要）ということで規定の内容を、こういうことを規定しますよというようなことで案を書かせていただいております、この具体的な条文については、まだ閣議決定に向けたところでの調整段階なので十分な御提示できないということなのですけれども、具体的には、原子力規制検査の手数料というのを上限だけ定めて、具体的には規則で定めるということで、規則委任をかけている状態ですので、規則の案を見ていただければ分かるという状態にしてございます。

具体的には、皆様方の関係では、105 ページのところに、表の最後のところに十ということで「使用施設等（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものを除く。）及び核原料物質の使用に係る施設」ということで、8,400 円ということで書いてございます。

そのもとで言いますと、今の表に呼び込むのが 97 ページのところに書いておりまして、第七条ということで手数料の額ということになってございます。

さらに、この第七条の 1 行目、2 行目を見ていただくと、1 行目の下の方に「各年度」と書いてますが、皆様以外の原子力事業者は毎年度払っていただくということなのですけれども、皆様については括弧書きの中で 10 年につき払っていただくということにこれで規定をしてございます。

あと、パブリックコメントをかけておりますのが、もう一つ、ホチキスどめにしております資料、「実施要領」というふうに表題で書いてあるものでございます。こちらの方では、皆様方だけではなくて、発電所から含めて一式、原子力規制検査を受ける者の方々への検査のやり方といったことを一式書いておりますもので、大分色々書かれてございます。詳細は中を見ていただいて、どんなものかというのを御理解いただければと思うのですけれども、皆様方の関係で一番押さえておければと思いますのは、この通しページで言うと 122 ページで書いてある表で、原子力規制検査自体は法律の第 61 条の 2 の 2 というところ

ころで規定をされておるのですけれども、その第1項のところでは具体的な検査内容が規定されてございます。皆様方に関係しますのは、この表の下から二つ目のところで、核燃料物質使用者については、この条項に対する事業者の活動について見るということなのですが、政令該当のところでの要求事項が多うございまして、政令非該当ですと、基本的には一番右の同項第4号と書いてあるところの保安措置要求、防護措置要求ということになります。それ以外にももう少し左側に移っていただいた第3号のところの廃止措置計画といったようなこともありますけれども、そういったところが検査対象になるということでございます。核原料物質の使用者につきましては、第2号のところにあります技術上の基準といったことの実施状況が検査事項ということですので、これらの検査の内容についてを見る手数料ということでの算出になってございます。

ちょっと細かな資料から御説明をしてしまいましたけれども、大もとに戻っていただいて、資料の1を御覧ください。今、概略御紹介したものをメモにしてございまして、②のところでございますけれども、使用者41条非該当と核原料物質使用者について、規則のところでは10年に1回の実施ということで検査手数料の額を設定ということで、今ほど御紹介した条文の抜粋をここに書かせていただきました。紹介を少し、先ほど割愛しましたのが第三条でして、この条文で10年に1回行えばいいというようなことを明示した上で手数料を10年につきということにさせていただきます。具体的にこの10年につきましては、これまで、3年前ですかね、立入検査ということで順次、10年ぐらいで大体一巡するというようなことで検査をスタートさせていただいてまして、その前は保安調査的な形で、立入調査ですかね、というふうにさせていただいたものを検査という形でやらせていただいてまして、それが実績を積んできているということで、それをベースにしながら設定をしているというところがございます。

また、その手数料、10年につきということでございますけれども、この後、具体的な検査のやり方というのは御紹介をさせていただきますが、10年で順々に回っていくという中で、その年度に、どの施設に検査に入るかということを整理していきますので、その際に、我々の方から納付告知書という形で今年度入らせていただきますので納入してくださいということでの御連絡を差し上げるということを考えているものでございます。

この資料の通し4、5、6のところでは、少しその手数料の他の概略を御紹介しているのでさっとだけ御紹介しますと、検査手数料については、検査だけに限らないんですけれども、実費を勘案して定めるということで、法律で決まっておりますので、その実費とは何ぞや

ということで整理を進めたというところでございます。

具体的には、5 ページのところ、発電所の運転段階のものを 1 とした場合にそれぞれの施設、それぞれの段階でどれぐらいの検査量が必要かというのを比率で表したものでして、グレーデッドアプローチの関係から出力が小さいもの、規模が小さいものといったようなところで検査量を減らしていき、さらには廃止措置段階になって核燃料物質がなくなっていくという段階になれば検査量も減るというような形で整理をしております。皆様方については、一番右側のところにありまして、ここで一定の期間と書いてますのが 10 年でございますけれども、炉の 1 年に対して、皆様方は 10 年間で 1,000 分の 2 ということで、実態上は 1 万分の 2 の関与の程度の違いということで設定をしております。具体的には 10 年に一度の、現状やっておりますように半日程度、皆様方のところにお伺いするということはこの検査量の程度として設定をするものでございます。それを検査料に換算すると幾らになるのかというのが次の 6 ページでございます。先ほども御紹介をしましたけれども、8,400 円ということで、すみません、この表自体は単位を 1,000 円単位で書いておりますので、8.4 と書いてありますけれども、8,400 円ということでございます。

大もとに戻りますと、今お話ししたような政令、規則、実施要領というのを 8 月 30 日まで、あと数日しかありませんけれども、パブリックコメントにかけておりますので、今日の説明を聞いていただいて、御意見等ありましたらパブリックコメントに入れていただければ、反映の方向性とか回答が明確になるのではないかなというふうに思いますので、今日、いろいろと御理解をいただいて対応いただければと思っております。

説明は以上です。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 議題ごとに質疑の時間を設けたいと思います。只今の手数料の件で御不明な点や御質問がございましたら挙手の方をお願いします。

前の方、どうぞ。今、マイクを回しますので少々お待ちください。

○参加者 先ほど、その年度に検査に入るときに納付告知書を送付するというお話だったんですけれども、この額であっても一応、前の年度に予算要求をしなければいけないということがあるので、前の年度の夏ぐらいにいただくことが可能かどうかをお伺いしたいんですけれども。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 現在、翌年度の計画を大体、年度末ぐらいに立てようと思ってるんですが、今のお話を聞きますと、予算要求ということも考慮しなきゃいけないと思いますので、その検査が入る前の年度のなるべく早い段階で計画を立ててお伝えで

きるように、工夫をしてみたいと思います。

○参加者 ありがとうございます。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 他にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。また後、それぞれの議題で質疑の時間をとりますので、その時でもまた振り返ってでも結構です。

じゃあ、ちょっと時間もあれなんで、次の議題の原子力規制検査の内容について御説明させていただきます。

○北村（核燃料施設等監視部門） 核燃料施設等監視部門の北村です。

それでは、資料 2 を御覧ください。41 条非該当使用者及び核原料物質使用者に対する原子力規制検査（イメージ）ということで御説明させていただきます。

ローマ数字のⅠ、趣旨ですけれども、これまで 41 条非該当使用者及び核原料物質使用者に対しまして、これまでは法第 68 条第 1 項の規定に基づく立入検査として実施し、法律の遵守状況を確認させていただくとともに、必要に応じて安全確保の観点から是正を求めてきたところでありますが、来年の 2020 年 4 月の新たな検査制度の導入後は、法 61 条の 2 の 2 の第 1 項の規定に基づく原子力規制検査として実施することとなるため、その基本的考え方、検査対象・頻度、実施方法についてお示しをさせていただきます。

ローマ数字のⅡの使用に係る原子力規制検査ですけれども、1 ポツの検査の基本的考え方ですけれども、これまでの立入検査の考え方と大きく変わるものではございませんが、検査に当たっては、使用許可申請書どおりの位置、構造及び設備となっているか、また、技術上の基準に従って保安のために講じる必要がある措置の状況等について、関係者への質問及び帳簿、書類その他必要な物件を検査させていただく考えでございます。

2 ポツの検査対象・頻度ですけれども、検査の対象とする工場又は事業所、「検査対象施設」については、核燃料物質等の使用方法やこれまでの検査結果を考慮しつつ、10 年に 1 回の頻度で実施することとし、年度ごとに計画を策定したいと考えております。

3 ポツの実施方法等ですけれども、(1)の検査実施に係る通知ですけれども、先ほどちょっとお話がありましたけれども、前年度の早い時期に検査をする対象を決めて年度計画を作成したいと思っております。当該年度の年度初めは 4 月頃ですけれども、その対象とした概ね 20 程度の施設ですけれども、検査対象施設に対して検査を行う旨の連絡をさせていただきます。その後、概ね 3～4 週間前に事前の文書等により、実施日、検査項目、手数料納付等の連絡をさせていただきます。

(2)の検査項目ですけれども、別紙1、別紙2になります。別紙1は41条非該当使用者に係る検査項目ということで、法第56条の3第1項に基づき、使用者が講じる保安の措置ということで、現在、使用規則も改正検討中ですけれども、新たな要求として(1)の品質マネジメントシステムと、あと(5)の施設管理に関する事項と、あと(6)の設計想定事象等に係る使用施設の保全に関する措置に関することも含めて、記載の10項目について保安のための措置の実施状況を確認させていただくと。

2ポツのその他として、合わせて使用許可との整合や記録の管理状況等を確認させていただきたいというふうに思っております。

別紙2ですけれども、核原料物質使用者に係る検査項目ということで、これも法第57条の7第4項に基づく技術上の基準の遵守状況として、記載の8項目を検査させていただくと。

加えて、2ポツのその他として、使用届との整合、あと記録の管理状況等を含めて確認をさせていただきたいというふうに思っております。

戻っていただいて、8ページになります。(3)検査に係る手数料納付依頼ということで、施行令第65条の第2項に基づき原子力規制委員会規則で手数料を定めることになるんですけれども、納入告知書の発行手続を行い、告知書を概ね3週間前に郵送させていただくと。また、検査実施前に検査に係る手数料が納付されていることを確認させていただきます。

(4)検査実施手順ですけれども、これも従来の立入検査と大きく変わるものではありませんが、①の現場確認前の聴取ということで、現状の施設の運用状況や保安に関する事項、検査対象施設の保安活動の状況等について事前に確認をさせていただきます。

②の現場確認ですけれども、検査対象施設の日常の保安活動にて安全が確保されているのか、また法令要求、許認可等に適切に対応できるかという、主に二つの観点で、以下に記載の状況について現場を確認させていただきます。

③現場確認を踏まえた書類確認ですけれども、改めて検査対象施設の許認可への適合状況及び保安活動の状況について確認をさせていただきます。

(5)検査気付き事項が確認された場合の対応ということで、これは従来は立入検査ではなかったものを、新たな制度でもあるんですけれども、検査気付き事項が確認された場合は、非該当使用者等と事実関係について認識共有を行った上で、「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド」に基づき、当該検査気付き事項が指摘事項となるのか、ある

いは軽微となるのかの判断を行った上で、非該当使用者等へ伝達をさせていただきます。

また、意図的な不正行為や原子力規制委員会の規制監視活動に影響を与える行為を含む法令違反等が確認された場合については、「原子力規制検査における規制対応措置ガイド」に基づき、事案の深刻度の評価及び処置の検討を行わせていただきます。

次に、9 ページですね。(6)報告書への記載ですけれども、検査の中で検査気付き事項があり、それがなおかつ安全上の観点から指摘事項と判断した場合については、原子力規制検査報告書にその内容を記録するということになります。

(7)で、別紙 3 の実施フローですけれども、先ほどお話しした内容をフローという形でお示しをしていますが、少しちょっと、別紙 3 の右のフローの指摘事項があった場合というのは、先ほど申しあげましたように、報告書にその指摘事項を記録させていただくということがありますので、その中で指摘事項の重要度に応じて追加で検査が行われる場合があるということでフローのほうを作成させていただいております。

私の方からは以上です。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） ただいま原子力規制検査の説明でございました。

先ほどありましたとおり、大体これから 10 年に 1 回、非該当の方、原料の方合わせて 230 程度の施設を 10 年に 1 回で実施することから、大体、年 25 件ぐらいのペースで検査に入らせていただきます。ということで、25 件につきまして、周知の仕方はこれから工夫させていただくところでございます。

ただいまの御説明の件で御不明な点や御質問がございましたら挙手の方をお願いいたします。

前の 2 番目の方、どうぞ。

○参加者 すみません、指摘事項の判断となる「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド」とあるんですけども、ちょっと簡単にどういったものになるかというのを説明していただければと思います。このガイドはまた公開されてますよね。

○北村（核燃料施設等監視部門） 核燃料施設等監視部門の北村です。

まず、8 ページの方にスクリーニングガイドということで、試運用版ですけれども、今まさにこのガイドを使って試運用をやらせていただいているんですけど、URL リンクを張ってますので、公開はされています。

あと、内容ですけれども、施設によってはその使用の状態も違って、安全上の観点から、その重要度というのは軽重があるかと思しますので、そういった観点から判断をさせてい

ただくと。閉じ込めとか、あるいは人への放射線被ばくの観点からのスクリーニングをさせていただくということになります。よろしいですか。

○参加者 はい、ありがとうございます。

○古作（検査監督総括課） 検査監督総括課から補足をさせていただきますと、ガイドといますのは、先ほど御紹介した実施要領のさらに下の段階の文書として整備を進めようとしているものでございます。その他の、先ほど少し話のあった使用の規則あるいは核原料物質の使用の規則といったところも整備を進めておりまして、先日の検討チーム、検査の見直しに関する検討チームというのを開催させていただいてまして、その場で現状の案という形で公開をさせていただいております。そのものについて、今日は、またちょっと分厚いほうのホチキスどめのところに規則案を提示させていただいております。最初のページからが法律のところ、通しの 22 ページのところ、六十一条の二の二ということで、先ほど少し口頭でお話ししたものが付いておりますけれども、その次の 24 ページからが使用の規則の案という形で、新旧の形ですけれども、付けさせていただいております。

さらに、その後ろの方に核原料物質使用に付いておりますけれども、66 ページでございます。こちらは内容変わりませんで、従来の技術上の基準を守っていただくということ、これは形式的な修正だけということになっております。

その次が品質管理ということで、この後の議題で御紹介をするものということで、これについても検討チームの資料という形で公開をさせていただいております。これについては、これまで委員会の方では今月末にパブリックコメントにかけるということでスケジュールをお話しさせていただいたんですけれども、まだ文案として十分練り切れてないものですから、パブリックコメントは来月末にちょっと 1 カ月先延ばしにして、鋭意作業を進めているところでございます。こちらについてもその段階になりましたら意見募集という形でかけさせていただきますので、その点も頭に入れておいていただければというふうに思います。

先ほどお話のあった指摘事項の程度感については、実施要領の方で少し触れておりまして、それを踏まえてガイドということを決めているものでございます。具体的には、さらにもう一枚配らせていただいている資料の方ですけれども、通し 117 ページというものを開きいただきますと、そちらの 4 ページ側ですけれども、2.3 というところで、検査指摘事項の重要度評価というものを記載してございます。検査指摘事項というものとして挙げますと、その重要度を評価するということになっておりまして、どれだけ事故になり

得るか、危険性が高くなってきたかというようなことを考えていくというものでございます。4段階と書いてますけれども、表の5というのが、飛んで申し訳ないですけども、通し123ページで、この資料の17ページというところにあります。軽いものから緑、白、黄色、赤ということで色がつく形になっております。皆様方の施設については、もともとがそのリスクが大きい施設ですので、白、黄色、赤となっていくようなことは恐らくないとは思いますが、緑については、何らか適切でない対応をとっているというようなことがあって、例えば放射性物質が散逸しているとかというようなことがあると緑にはなるというようなことで、先ほど言うところのスクリーニングによって指摘事項になるということになります。

これが白になりますと追加検査というのが発生するというので、次の124ページを見ていただくと、第1区分のところ、表6の一番左側、第1区分というところで、指摘事項が緑だけということであれば第1区分ということなので基本検査のみで実施をするということで、検査対応という少し下側に行きますと「項目」と書いてまして、基本検査、追加検査なしということになっておるものですが、白というものに判定をされるような程度の問題点があるということになりますと第2区分ということで、追加検査1というのが発生するという状況になってございます。

この点を説明してるのが、先ほどの117ページ側へ行かせていただくと、5ページとなっているほうの2.5で書いてあるところがございます。こういうような追加検査が発生してしまいますと、先ほど説明を省略してしまったのですが、分厚いほうの原子力規制検査の規則案のところ、通し97ページの第七条を見ていただくと、先ほど皆様方、10年につきですと書いて表のほうに振っていきますということだったので、その後、ただし書きが書いてありまして、追加検査を受けようとするときはということで、その後、一号、二号、三号となつてございます。ちょっとまた右左が変な感じで申し訳ないですけど、5ページの最後が第一号で、白だけのものについては22万円、その右側の6ページを見ていただくと、さらに黄色が発生するというようなことになると96万円ということで手数料が上がっていくということで、その次の第三号の941万というのが、これが原子力規制検査全体を通じての最高額ということで、政令案についてはこの額だけが書いてあるということで検討を進めているところがございます。皆様方、基本検査では8,400円なんですけども、白とかと言われてしまうと、これだけの、まず22万というようなものが発生してしまうということがありますので、それだけのリスクがあるものとは

思わないのではありますけれども、放射性物質、核燃料物質といったものをしっかりと保管していただいて、こういった指摘にならないようにというようなことだけでは気をつけていただければというふうに思います。

以上です。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） その他、検査の関係で御不明な点や御質問がございましたら挙手の方をお願いします。

前から3番目の方。

○参加者 1点確認させていただきたいんですけども、7ページの3ポツの原子力規制検査の実施方法、(1)のところなんですけれども、年度計画に基づき、当該年度初めにとあるのは、これは先ほど御質問がありましたように、御回答いただきましたように、前年度という方向で検討いただけるということによろしいでしょうか。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） はい、その方向で検討します。

他に、前から2番目の方、お願いします。

○参加者 二つちょっと質問がございまして、まず、8ページの(4)の検査実施手順についてですが、この①②③が、その基本検査で行われる半日の間に通しでやられるものという理解でよろしいですかというのがまず一つ目です。

○北村（核燃料施設等監視部門） 核燃料施設等監視部門の北村です。

(4)は通しで3時間程度ですけれども、その中で行わせていただく事項になります。

○参加者 はい、ありがとうございます。

続いての質問でございますが、12ページのフローなんですけど、先ほどの説明でいきますと、この41条非該当であるとか核原料物質については、通知とかは違うんですけど、検査が行われた後の処置はその他の許可区分と同じような流れになるという理解でよろしいですかという。今ちょっとこの12ページの図ですと、「検査気付き事項なし」と「指摘事項あり」というふうに書かれてるんですけど、通常の、いわゆる軽微なものはこの左と同じような流れで行くのかという、その辺含めて、基本的には他の許可区分と同じようなフローになっているのかということを確認させてください。

○北村（核燃料施設等監視部門） 核燃料施設等監視部門の北村です。

基本的には他の事業と同じように許可の区分で対応していただければと思うんですけども、検査気付き事項なしの中に、ここにはちょっと軽微という言葉は書いてないですけども、指摘事項になってないものは左のフローに落ちていくという認識でいただければ

なと思います。

○参加者 ありがとうございます。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 他にございますでしょうか。

後ろの方、お願いします。

○参加者 8ページの(3)なんですけども、3週間前に通知、手数料の納入告知書も提出いただけるということなんですけど、恐らく3週間前に通知が来ても事前の納付は難しいかなと思っておりまして、手続上の、タイミングによっては3週間で払えるかもしれないんですが、基本的には翌月支払いとかになってしまうので、通知日をもっと前倒ししていただくか、実施前までに払うということではなく、実施後でも払えるようにしていただけた方がいいかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

○北村（核燃料施設等監視部門） 核燃料施設等監視部門の北村です。

基本的には前倒しで郵送することを少し検討させていただきたいと思います。今、3週間と書いてますけど、もう少し、1カ月前あるいは準備ができるのであればもう少し早くということで考えております。

○参加者 よろしくお願いします。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） こちらから質問ですけども、一月前だったら大丈夫ですか。他の事業者さん、使用者さんで2カ月前とか、何かそういう、もっと前もってという御意見があったら、それも一応加味したいので、後ほど連絡先等御紹介しますけども、皆さんの実態に合った、今、1カ月前という具体的な情報がありましたけど、それ以外にありましたらお知らせいただければ考慮したいと思いますので、よろしくお願いします。

○参加者 1カ月前というのがちょっと難しいんですが、締め日が決まってるんで、その締め日に間に合えば翌月の何日に払うとかいうのが決まってるんですが、ちょっと今、正確な日は覚えてないですが、各大学さん違うと思うところではあります。なので、1カ月に間に合うかと言われると、未だ今のところ分からないです。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 分かりました。

その他ございますでしょうか。

はい、一番前の方、お願いします。

○参加者 3年前から始まっている立入検査が、今度、原子力規制検査に変わるということなんですけど、この間の3年間に既に検査が行われたところ、もう一回振り出しに戻ってやり直しが始まるとか、既にこの3年の間に受けたところはそこから10年ぐらい後にまた

再びの検査になると考えていってもよろしいのでしょうか。

○白井（核燃料施設等監視部門） 核燃料施設等監視部門の白井です。

概ねそういうことでお考えいただければいいと思います。過去の指導文書に色々あって、指摘があったりすればちょっと早まってくると思いますけれども、既にこの3年受けているということであれば、概ねそこから10年以内にあるんだぐらいのイメージでいいと思います。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） じゃあ、どうぞ。

○参加者 124ページの表6なんですけど、これ、先ほどの色のついた緑、白、黄色、赤の区分に対応するのは第1から第4区分までということでしょうか。

○古作（検査監督総括課） 検査監督総括課の古作です。

その前のページでありました緑、白、黄色、赤といいますのが、表6でいいますと、「評価基準」と書かれているところの文章の中に書いてまして、第1区分ですと、検査指摘事項がある場合はその全ての評価が緑というものが第1区分、指摘事項の白が1個または2個ある場合には第2区分、第3区分は白が三つ以上または黄色が1個というようなことで、こちらの方に順々に該当していくということで、大枠で言いますと、緑、白、黄色、赤という感じに並んでいるというふうに思っていて結構です。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） よろしいでしょうか。

じゃあ、一番前の方、お願いします。

○参加者 ありがとうございます。先ほどとちょっと関連するんですが、検査日なんですが、ある程度の選択肢ですかね、フレキシブルに御相談することは可能でしょうか。

○白井（核燃料施設等監視部門） 核燃料施設等監視部門の白井でございます。

先ほど、できれば前年度の早目のときに少し予告するような形を考えておりますけども、その際あるいは年度初めに、ちょっといつ頃にしますかねという話は御相談させていただければと思います。いきなりいつまでにお金払ってくださいねなんていう話にはなりませんので。

○参加者 ありがとうございます。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） ちょっと時間もありますので、次の議題に移らせていただきます。

次の議題は、品質基準規則の適用ということで、これは41条非該当の方のみに適用される基準でございますので、その内容についての御説明になります。

○関（核燃料施設等監視部門） 核燃料施設等監視部門の関と申します。御説明させていただきます。

まず、品質基準規則の適用（使用許可に添付すべき保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項のイメージ）について御説明させていただきます。

はじめに。

2020年4月に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」、原子炉等規制法が改正され、使用の許可申請書に品質管理に必要な体制の整備に関する事項が追加されるとともに、新たに原子力規制検査が開始されます。

また、これにあわせて「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（品質基準規則）が導入され、使用者（令第41条非該当）にも適用されることとなります。

本日は、品質基準規則の概要を御紹介するとともに、使用者（令第41条非該当）の皆様にお願ひする事項について御説明します。

品質基準規則とは。

目的、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保すること。

内容、国際規格（ISO9001やIAEA基準）に過去のトラブル事象の反省などを反映した品質マネジメントシステム(QMS)の要求事項を定めたものとなっております。

計画、実施、評価、改善のサイクル（PDCAサイクル）を回すことにより、業務の継続的な改善の実施を求めるものです。

マネジメントレビューや内部監査などを含んだ多岐にわたる内容となっておりますが、事故などが発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が環境に与える影響の度合いの低い使用者（令第41条非該当）への適用には、原子力の安全の確保に与える重要性に応じた適用（グレーデッドアプローチ）を行うこととし、新たに品質基準規則において第54条を追加いたしました。

使用者（令第41条非該当）に適用する品質基準規則。

令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制。

第五十四条、使用者（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。）は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関し、次に掲げ

る措置を講じなければならない。

一号、個別業務に関する計画、実施、評価及び継続的な改善を行うこと。

二号、原子力の安全の確保を重視する精神を持ち、原子力の安全がそれ以外の事項によって損なわれないようにすること。二号は検討中のものですが、今回、説明させていただきます。

3、使用者（令第41条非該当）に適用する品質基準規則について御説明いたします。

一号、個別業務に関する計画、実施、評価及び継続的な改善を行うこと。

原子力安全に影響を及ぼすおそれのある事象を自ら探しに行き改善が必要な事象をもし見つけたら、改善策を反映した実施計画を策定します。次に、計画に基づき業務を実施します。そして、計画と実施結果を比較して業務の見直しが必要かどうか評価します。次に、評価に基づき改善策の見直しを検討します。そして、改善策を反映した実施計画を策定し、継続的な改善を行うというPDCAサイクルを行います。

次に、具体例を御説明します。

貯蔵施設の場合。

使用者である〇〇は、当該貯蔵施設において、核燃料物質の貯蔵を行う際には、その保管状況を確認し、核燃料物質が漏洩する可能性が懸念される場合には、改善策を立て、実施し、その結果を評価して必要があれば更なる改善を行う。前回の説明会で御説明しました核燃料物質が入ったドラム缶に結露がついていて、放っておくとドラム缶にさびが発生して、ドラム缶に穴があき、核燃料物質が漏えいする可能性が懸念されたことから、ドラム缶の下にすのこを敷いて、核燃料物質の漏えいを未然に防ぐ措置を実施した例を思い出していただければと思います。

二号については検討中ではありますが、御説明させていただきます。

二号、原子力の安全の確保を重視する精神を持ち、原子力の安全がそれ以外の事項によって損なわれないようにすること。

こちらには解釈が付いておりまして、第2号に規定する「原子力の安全がそれ以外の事項によって損なわれない」とは、例えば、コストや工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいいます。

具体例としましては、使用者である〇〇は、原子力の安全の確保を最優先にして、原子力の安全がそれ以外の事項（コストや工期等）によって損なわれないようにする。コストや工期を優先するのではなく、原子力の安全を最優先にする行動をとってください。

次に、使用許可に添付すべき保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項のイメージをお示しします。

1番、1、目的を記載します。内容は記載のとおりです。

2、適用範囲を記載します。内容は記載のとおりです。

3、実施内容を記載します。こちらも内容は記載のとおりです。

下に注記として、該当する具体的な名称の記載などを書いております。

実際の提出の様式はホームページに載せる予定ですので御覧ください。

最後に、皆様へのお願い。

原子力安全の向上のため、懸案事項がないか常に意識するとともに、継続的な改善を行ってください。

実施した計画、実施、評価及び改善については、「核燃料物質の使用等に関する規則」において、記録の作成及び3年間の保存を求める予定です。

品質マニュアルを含む品質マネジメントシステムに係る文書の作成は規則では要求しない予定です。

以上です。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） ただいま品質基準規則の説明でございました。

ちょっと内容を補足しますと、21 ページから始まる分厚い資料の 2 枚目の 23 ページをお開きいただくと、ここに法律の附則として第四条、第五条というのを添付させていただいております。先ほど許可に添付すべきイメージというところの根拠がここに書いてありまして、第四条のところ、製錬事業者は施行の日から三月以内に規制委員会に届けなければならないと。ここ製錬の例が書いてあるんですけど、第五条の方に各事業のことが書いてあって、この第 8 項に使用施設、第五十二条第一項の許可を受けている者について準用するというので、この第四条のこの記載は非該当の方にも適用されているということで、この三月以内に当該事業に係る事項を規制委員会に届けねばならないというところが、使用許可の添付を求めている根拠になります。

あと、もう一つ、この分厚いほうの 67 ページからが今回の非該当にも適用されている品質管理の基準規則の今の案でございまして、これ一条から五十四条までになる大分のものなんですけども、68 ページの第三条というところで適用範囲を示してまして、一章から六章までが普通の非該当以外の施設に適用すると。第 2 項で、第七章だけが非該当の方に適用されるということで、この中身も非該当の方とそれ以外の方でちょっと区別をつけ

ております。

先ほどの説明の中でありましたのが、通しのページの 90 ページにある第七章というところの五十四条の部分でございます。ここの五十四条の要求だけ非該当の方にもお願いすることになりますので、よろしくお願ひいたします。

補足は以上です。

それでは、只今の説明、御不明な点や御質問がございましたら挙手の方をお願いします。

じゃあ、前から 2 番目の方、お願ひします。

○参加者 ページでいきますと、16 ページの使用の許可に添付すべき事項のイメージというふうに書かれてるんですけど、同じ一つの許可の中で 41 条該当と 41 条非該当がある場合は、これを二つ用意するというような形ないしは一つにまとめることも可と、どちらでも構わないという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） ちょっとそこは担当審査部門との調整になると思いますので、そういう事例がありましたら、その都度御相談いただければと思います。ちょっとこの場では答えを用意してませんので。

○参加者 はい、分かりました。またよろしくお願ひいたします。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 他にございますでしょうか。

はい、じゃあ、前から 3 番目の方、お願ひします。

○参加者 15 ページなんですけど、この実施計画というのは、何か安全に問題がある事象があれば作成するものであって、特に何も見つからなければ作成する必要はないということなんでしょうか。

○関（核燃料施設等監視部門） その答えとしましては、そうなると思います。ただ、その改善策ということを常に意識していただきたいということをここで申し上げております。改善策、一体何なんだということになってくるかと思うんですが、一つ、前回の説明会ときに御説明させていただいたように、貯蔵施設であれば貯蔵している保管状況を自ら確認して、閉じ込め性の劣化など中身がちょっとさびてきている様子があったりしたら新しい設備に変えていただくと。そして、その時に必ずそのコストがかかるから、ちょっとそれをやめておこうとか、お金がかかるからやめておこうということは、やはり原子力をやっている以上、そういうことはやってはいけませんというような、そういったものになっております。

○参加者 ありがとうございます。もう 1 点、よろしいですか。

○古作（検査監督総括課） すみません、ちょっと補足ですけども、計画、今、改善の計画という話だったので、それで何か起きたらという話になりましたけども、基本的には個別業務は事前に何をすべきかというのを考えておくというのが基本です。なので、何らかの計画はもともとあって、単純に言うと、皆様方ですと、核燃料物質を保管するというのも一つの計画です。使う場合には、いつ、どれだけ使おうかというのも計画です。そういったところで、どのような使用の仕方をするのか、貯蔵するのかといったようなことを整理しておくというのが計画だと思ってください。その上で、あらかじめその思っていたことがうまくできなかつたということがあった場合には何でできなかつたのか、もともとの計画としてもう少し何を整理しておけばそういうことが起きなかつたのかというのを考えましょうというのが評価、改善といったことで、次に、今後はちゃんと管理できるというようなことにどう計画をしていくかといったことで PDCA を回すということですので、今何も計画がないということではなくて、今、皆さんがどのようなことで管理をしようかと思っていること自体が計画ですので、その点だけ認識をしておいていただければと思います。

それを整理しておかないと、少し御紹介をすると、分厚い資料の 46 ページから記録の要求になっているんですけども、その 46 ページから 47 ページにかけてが施設管理といったところでの要求事項になってまして、皆さん方にも要求はかかるところでありますけれども、皆様方が核燃料物質を使う、あるいは貯蔵すると、廃棄するといったようなところの施設の管理として、どれぐらいの時期にメンテナンスをしなければいけないかというようなこと、メンテナンスの記録についても保存していただくというようなことの要求がかかってますので、その点で、いつメンテナンスしなきゃいけないかというのを考えておくというのも十分計画として整理をしなきゃいけないということになりますので、現状のメンテナンスが、トラブルがなければその計画で結構なんですけれども、まず入り口として計画があるということだけ認識をしておいてください。

以上です。

○参加者 すみません、ちょっといいですか。今、例えば核燃料物質の使用とか、あとメンテナンスとかは、特に計画書をあらかじめ定めて使用しているというわけではないんですけれども、今後は、それは予定を計画として作成しておくべきという話になりますか。

○古作（検査監督総括課） 検査監督総括課の古作です。

もう 1 点だけ補足しますと、通しの 51 ページのところに、具体的にその施設管理、ど

ういうことをやらなければいけないのかというのを規則として定めようとしているところでございます。この中で第一号、第二号が方針を定めなさいということなんですけども、第三号でそれに対する目標を定めて、第四号で計画を策定しなさい。それによって、52ページ側へ行って実施して行ってくださいと。その後、評価、改善とつながるんですけども、ということをやってもらうように個別に書いてあります。そのため、何らか計画を立てておいていただくということで、現状、皆さん方が思っているものというのを整理しておくということをもって計画というふうにまとめていただければ結構です。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） はい、じゃあ、どうぞ。

○参加者 PDCAを回すサイクルは年度、ですから4月、3月のような年度とか、そういう区切りは決まったものがあるんでしょうか。それとも事業者が何らかの始まりと終わりは定めていいでしょうか。例えば、うちの事業所の場合、保障措置上の実在庫を確認して報告するための棚卸しを、もちろん年に1回やってますから、そのときに、例えば一品一品の健全性とか、そういうものもチェックして、見直したものは例えば管理委員会の中に報告をすとかということに従来からもやってるんですが、例えばそれをサイクルとして見直しをしたり、やらなければいけないことが思いついたら、それを盛り込んでいくとか、そういうようなことでもよろしいでしょうか。

○古作（検査監督総括課） 検査監督総括課の古作です。

基本的にはそのような運用で結構だと思います。皆様方以外の事業者において、核燃料物質、政令該当も含めてなんですけれども、法律の要求から外れているのが定期事業者検査というのがあります。定期事業者検査の要求がかかっているようなところだと、設備がどれだけの頻度でメンテナンスが必要かといったことを整理して、その最短の間隔で評価、改善をしていかなきゃいけないというのが施設管理の回し方なので、その頻度ぐらいでは回さなきゃいけないということになるんですけども、皆さん方の場合は、直接事業者検査という要求はかかりませんので、そういった縛りはないんですけども、今言われたような年1回の区切りのときに回していただければ十分対応できるかというふうには思います。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） じゃあ、前から2番目の方、お願いします。

○参加者 2月の資料を見ると、何か不適合等があった場合に、根本原因分析をやるような記載がちょっとあったんですけども、これは我々のような事業者にはもう根本原因分析の要求はないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 先ほど、分厚い資料のほうの 67 ページから品質基準規則の案の中で御紹介しましたとおり、根本原因分析等は非該当の事業者の適用外になってますので、ここで書いている 54 条の PDCA だけ回していただければ結構です。

以上です。

○参加者 分かりました。ありがとうございます。

○古作（検査監督総括課） 検査監督総括課です。

少しだけ補足しますと、根本原因分析という言葉、あんまり今後使わないような形になってまして、具体的には、何かトラブルなり不具合があったときに再発させないといったことをどこまで考えるかといったことで、それを組織要因、深々と考えていくというのが根本原因分析なんですけれども、皆様方の場合はそんなに深々と検討しなくても、目の前に現れているところが全てなところもあるものですから、再発防止というのができるなど思えるように分析していただければいいのだと思います。

以上です。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 他に御質問、御不明な点はございますでしょうか。

じゃあ、前から 3 番目の方、お願いします。

○参加者 ちょっと二つ種類の違う質問があるんですけども、一つ目は、まず先ほどの施設検査とかで、普通その建屋とかだと別の法令で 3 カ月に 1 回、1 年に 1 回、検査しなきゃいけないというものがあると思うんですけど、そういったものもこの規制法の傘下のところで、この品質保証、品質管理規則かな、でちゃんと整理をしておきなさいという、それも言ってみれば検査のときに検査対象になるという理解でよろしいんですか。

○古作（検査監督総括課） 検査監督総括課の古作です。

その物にもよるのですが、基本的には核燃料物質の使用において必要な機能が備わっていなきゃいけないものということであれば、原子炉等規制法の規制下にあります。それとは全く関係ないものということであれば、直接見る対象ではないんですけども、何らか悪影響を及ぼさないかという視点では見る可能性もありますので、その点で自分たちの設備が原子力の安全上、核燃料物質を持っているといったところでの安全上、どういう意味があるのかということは考えておいていただければと思います。それで、我々の検査官が伺ったときに、それぞれについてのどういう意味合いがあるのかというのを、話をしながらどれだけの問題が、もし何かあった場合、どれだけの問題かというのもその場で話をさせていただいて、その上でいろいろと評価をしていきますので、我々が決め打ちして

話をするというのが今回の検査制度ではなくて、そういう話をしながら、お互いにどれだけの意味があるのかということの認識を合わせていくということが大事なんだろうというふうに思っています。これで回答になりますでしょうか。

○参加者 はい、まあ、実際に検査に来ていただいたときに多分いろいろ話ができればと思いますので、はい、この件は結構です。

もう1点なんですけども、資料の16ページとかに書いてある、その上のほうで具体例として、原子力の安全の確保を最優先にして、その安全がそれ以外の事項、コストとか工期で損なわれないようにするとあるんですけども、これは安全を最優先するのは当然なんですけども、その安全というのは、やっぱり人によっていろいろ考え方は、レベルが違って、このまま読むとコストとか工期を、工期は明日にでもやれとか、コストは無尽蔵にかけるというふうに、これは言われかねないので、ちょっとこういう書き方は控えていただきたいとか、あるいはコスト、まあ言ってみたら、そのコストも安全もやっぱり最終的にはバランスになると思うので、そういう、何ですかね、言い方は悪いですけども、反対派の人に何か言われたときに、こういうふうに回答してくださいとか、そういうQAを用意いただくとか、そういったことはできないですかね。

○関（核燃料施設等監視部門） すみません、結局ここは過去のこれまでの原子力の不具合から来てるようなところでして、安全文化というような思想が反映しているところでございます。なので、私どもが原子力規制検査に行ったときに現場を見せていただいて、あまりにもひどい状況ですと、この辺がかかってくるかと思うんですが、そこはコストということを優先にしてしまうということは許さないという。

○古作（検査監督総括課） すみません、検査監督総括課の古作です。

今、関のほうが言ったように、思想として安全を優先しましょうということが言いたいだけです。実際に、何をもって安全と言うのかといったようなことになったときに、1Fの事故を踏まえて絶対安全はないということを言っているものですから、こうであればいいですよとかという線引きを我々から直接申し上げるのは難しい状態にあって、と言いつつ、グレーデッドアプローチがありますので、皆さんにおいては核燃料物質が紛失されないようにしっかりと管理をされている、漏れないように閉じ込めているというようなことが確保されていれば、特段それ以上のことを求めるものではありません。

○参加者 規制庁の方々は多分、我々とある程度認識は一致していると思うんですけど、これ例えば、先ほどもちょっと申し上げましたけど、反対派の人が公開請求とかで、市の

公開請求とかでこれを見て、「おたくの施設、これ、ここ安全じゃないだろう」と、「もっとコストをかけろよ」というふうに言われたときにどう答えればいいのかなど。我々は安全と思ってます。規制庁の方々もちゃんと安全ということをおっしゃっていただけてますと。だけど、人によっては、「いや、違うだろ、これ金かければこれできるだろう」という指摘を受けたときに、まあ答えようが、こういう書き方をされちゃうと答えようがないかなと。「規制庁がこういうふうに書いてるんだろう」と、「これ安全じゃないだろう」と言われたときに、やっぱりちょっと書いてある……。

○古作（検査監督総括課） すみません、途中で申し訳ないんですけども、これは結局、安全とは何ぞやといったところに尽きるので、先ほど申し上げたように、こうであればいいですよと我々からは言えないのですね。そういった問い合わせを受けたときに、事業者でこうあれば、この程度しっかりと管理をして、少なくとも公衆に影響はないように管理してますですか、そういった内容をそれぞれが御説明いただくということも安全文化の一つだと思うんですね。それを責任転嫁するように規制がいいと言ってるからいいんだですか、基準どおりだからいいんだという回答だと、そこは安全文化としてないだろうというふうに、少なくとも発電所とか、そういった世界の人たちは言われるということで説明責任を果たしましょうということをおっしゃるような話でございます。皆様方にどこまでのことを求めるのかといったところでは、そこまでの説明責任というほどの説明事項は本来ないと思うんですけども、その点で、この程度やっていけば漏らさないように管理できるんだといったことをやっていただいていると思いますので、その点で説明いただければいいんだというふうには思います。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 他に。ちょっと時間を超えてますけど、他にございますでしょうか。

じゃあ、はい、どうぞ。

○参加者 これも確認ですが、検査のときの項目で、10 ページにある 10 項目ございますが、これ品質マネジメントとの関わりでちょっと確認させていただきますけども、先ほどの例示で、施設の管理に関して QMS をやってくださいというのがありましたけども、言い換えると、これ 2 番から 10 番まで全てに対して QMS をちゃんと回るようにしなさいという、そういう認識ですか。そこだけお願いしたいんですけども。要は、その PDCA がちゃんと回っているかというところは、2 番から 10 番に対して全てが対象ということでしょうか。

○関（核燃料施設等監視部門）　そうですね、そういった改善が必要であればそういったものになるかと思えます。例えば、今現在どれということは申し上げられませんが、個別の業務で、今回は貯蔵に関する事で貯蔵施設のことを申し上げましたけど、廃棄に関する事で改善策がある可能性もございますし、使用施設について、使用の管理において改善策があることもあるかもしれませんし、あとは、全てがそうですね、何でもあると思っていただいて、原子力の安全に関わるこれらの法令、基本的に法令に基づくようなものについて改善を考えていただければ十分かと思えます。

○熊谷（核燃料施設等監視部門）　よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい。

じゃあ、続きまして、その他ですが、今日お配りしている資料として、18 ページ、19 ページに今日御説明した内容の手続の一覧を書いております。この手続の一覧の中で、三つ目の欄の原料の使用に関する規則のところ、非該当事業者のところ丸がついてますけど、ここはバツですので、ちょっとここ御訂正いただければと思います。

2 ポツにその他とありまして、御質問等の窓口、今日、短時間でございましたが、御不明な点がまだまだあると思えますので、何かございましたら、ここの電話やアドレスにお問い合わせいただければ回答させていただきます。

また、19 ページの上の方に、そもそもの使用施設の今の状況等の御質問につきましては、今、審査部門のほうを担当してますので、こちらの宛先のほうに御連絡いただければと思います。

また、19 ページの③に、今日の資料や映像等はここの場所に今後掲載する予定でございますので適宜御覧いただければと思います。

続きまして、20 ページに、その他で一つ御報告事項がございますので、ちょっとこちらの方を御説明させていただきます。

○白井（核燃料施設等監視部門）　核燃料施設等監視部門の白井でございます。

資料は 20 ページでございます。皆さんには、毎年、廃棄物管理状況報告書というのを毎年お出しいただいております。法令改正がございまして、来年からお出しいただく際には、新様式ということで真ん中にございますけども、この新様式を使っていただきたいということでございます。具体的には、例えば担当者の連絡先がなくなっているとか、欄外の工業規格の名称が日本産業規格になっているとか、あまり大きな変更はございません。

その他変更事項として、従来、4月一杯で前年度分を出してくださいという話だったの

が少し期限を延長する形で5月15日までにといったようなことが大きく変わっております。

あわせて、印影ですね、印影についても原則不要ということにしてございますので、付さないようにお願いしますということで書いてございますので、来年新しくお出しいただく際には、新しい様式でお出しいただければと思います。新しい様式については、左の下の欄にありますように、既に規制庁のホームページに載せておりますので、それをお使いいただければと思います。

以上でございます。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 以上で、こちらが準備した説明は終了になりますけど、全般通じて何か御不明な点や御質問がございましたら挙手の方をお願いします。よろしいでしょうか。

○古作（検査監督総括課） すみません、ちょっとだけ、資料4のところ、条文番号とかがかなりずれて書いてまして、先ほど御紹介した附則4条、5条なんですけど、「3条」と書いてあったり、御紹介した施設管理も「11の5の2」と書いてますけど、配付させていただいているのは「11の7」だったりしますので、その点を修正したものをホームページへアップさせていただきますので、そちらの方で正式なもの、番号といったところは見ていただければと思います。

また、規則案もまだこれから整理をして番号がずれるかもしれませんので、順次そこら辺は分かるようにしていきたいと思います。すみません、よろしくをお願いします。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） それでは、以上になります。

只今をもって説明会の方を終了させていただきます。本日はお忙しいところ、御参加いただきましてどうもありがとうございました。